

## ステップアップカフェ運営事業企画提案コンペ参加仕様書

### 1 事業の目的

県では、県民や企業の障がい者雇用に対する理解促進の取組の一つとして、平成26年度から県総合文化センター「フレンテみえ」にステップアップカフェを設置し、民間事業者と協定を締結し、カフェ運営事業を実施しています。

現在、カフェ運営事業を実施している民間事業者との協定書の有効期間が令和5年3月31日で満了となることから、設置のきっかけとなった三重県障がい者雇用推進協議会の意見を参考に、事業継続について検討したところ、県民や企業に障がい者とともに働くことをわかりやすく伝えるには、様々な障がい特性に応じた業務や職員同士の連携を必要とするカフェ運営事業が適切と判断し、令和5年4月以降も引き続きカフェ運営事業を継続することとしました。

このため、ステップアップカフェ運営事業の基本的な考え方であるビジョンやコンセプトの実現に向けて、令和5年4月以降カフェ運営事業を実施する民間事業者の募集を行います。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業名

ステップアップカフェ運営事業

#### (2) 実施期間

令和5年4月1日（土）から令和7年3月31日（月）まで

#### (3) 業務内容

別紙【ステップアップカフェ運営事業仕様書（以下「仕様書」という。）】のとおり

### 3 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 企画提案コンペに係る協定を締結する能力を有しない者でないこと又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 直近の障がい者雇用率が2.3%以上である者。
- (7) 共同事業体で参加する場合、各構成員は上記(1)～(6)の参加資格をすべて満たしていること。
- (8) 連絡調整者を1名以上配置することができること。

### 4 提出を求める企画提案資料の内容

以下、(1)及び(4)～(7)は各1部、(2)～(3)は各10部提出するも

のとします。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

※「登記簿謄本」等の要添付書類（写し可）を含む。

(2) 運営体制図(任意様式)

カフェを運営するにあたっての実施体制について、分かりやすく図に表してください。業務責任者、副責任者及び食品衛生責任者等の氏名について記載してください。また、障がい者の支援にかかる高いスキルを有している職員について配置する場合は、その旨記載してください。

(3) 企画提案書

仕様書で示した内容に関して、下表「企画提案書の作成にあたって記載を求める事項」に基づき記載してください。記載にあたっては、原則、項目を変更しないこととし、分かりやすくまとめてください。

企画提案書は、日本工業規格A4版・両面長編綴じ印刷・基本的な文字サイズ12ポイント以上とし、表紙を含めて30頁以内とします。なお、A3版の場合は折り込みしA4版とし、この場合2頁と扱います。

【企画提案書の作成にあたって記載を求める事項】

項目	企画提案書に記載を求める事項
1 運営ビジョンの実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"><li>運営ビジョンの実現に向けて、カフェ運営の基本的な考え方を記載してください。</li><li>2年後に実現したいと考えるステップアップカフェの運営（姿）について記載してください。</li><li>カフェ運営を通じて、障がい者が働く、障がい者とともに働くことを、どのように捉え、確立していきたいのか、その基本的な考え方を記載してください。</li><li>障がい者雇用に係る企業や県民の理解を促進するための取組について、具体的な提案があれば記載してください。</li><li>障がい者スタッフに対する支援について記載してください。</li><li>障がい者スタッフのスキルアップ、職域拡大に向けた取組について記載してください。</li></ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>運営ビジョン 障がい者が希望や能力、適性を生かして働き、ともに社会の一員として働きがいを感じる仕事をするのが当たり前の社会の実現をめざして、障がい者が働くことの新しい可能性を、障がい者、県民、企業などが一緒に見つける場、きっかけを提供する場としてステップアップカフェを運営する。</p></div>
2 基本コンセプト「①出会う」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"><li>情報発信のために使用する媒体とその運用方法について基本的な考え方を含めて記載してください。</li><li>カフェ認知度の向上及び集客につなげるための情報発信方法について記載してください。</li><li>障がい者スタッフが幅広く様々な業務に携わるためのカフェ運営や業務手順、メニュー等の工夫があれば記載してください。</li></ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>基本コンセプト「①出会う」 様々な人が共に働く魅力あるカフェの取組を広く情報発信し、障</p></div>

	<p>がい者のスタッフが働く希望や能力を生かし、働きがいを感じる姿や障がい者と一緒に働く人の姿に障がい者本人を含めた県民や企業など多くの人が「出会う」ことにより障がい者雇用への理解を促進する。</p>
3 基本コンセプト「②深める」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な障がいを持つ方の実習受入や雇用に向けての基本的な考え方やその方法について記載してください。</li> <li>障がい者とその家族や企業、支援機関などの関係者が交流するための取組について記載してください。</li> </ul> <p>基本コンセプト「②深める」 カフェにおいて実習や視察を積極的に受け入れるとともに、障がい者が活躍するためのノウハウや、多様な関係者と連携することにより集まる情報を発信・提供し、障がい者とその家族や企業、支援機関などの関係者が交流することで「障がい者雇用」にかかる経験、知識、ノウハウを「深める」。</p>
4 基本コンセプト「③広げる」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを活用した新しい仕組みやツールを活用する場としてどのようなことが考えられるかを記載してください。</li> <li>障がい者スタッフが幅広く様々な業務に携わるためのアイデアについて記載してください。</li> </ul> <p>基本コンセプト「③広げる」 カフェという場面を通じて、関係者と連携し、新しいビジネスや価値の創出につなげるための新しい仕組みやツール、様々な働き方などにチャレンジすることにより、障がい者が働くことの可能性を「広げる」。</p>
5 運営体制とスタッフ教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者スタッフの雇用管理について記載してください。</li> <li>県との連絡体制の構築、日々の運営業務における県とのコミュニケーション、危機管理など緊急時の対応について記載してください。</li> <li>スタッフの障がいへの理解にかかる教育について記載してください。</li> </ul>
6 安定的な経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営期間における収支計画(全体・事業年度別)について、その基本的な考え方を含めて記載してください。</li> <li>その他収支計画における特記事項があれば記載してください。</li> </ul>
7 カフェに関する業務の運営方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>食材の主な仕入れ方法、基本的な条件等について記載してください。</li> <li>魅力的なカフェづくりを進めていくにあたって、具体的な提案があれば記載してください。</li> <li>その他、他社と比較して優れていると考える具体的な提案があれば記載してください。</li> </ul>

(4) 事業所の概要書

提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)、組織体制(主な事業所を含む)、全従業員数及び障害のある従業員数、沿革等を簡潔に記載したもの。様式任意。パンフレット等既存のもので可。

(5) 事業所の直近3年間の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、附属明細書)

(6) 企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状【第2号様式】

(7) 共同事業体協定書兼委任状【第3号様式】

共同事業体による申請の場合。また、上記（４）、（５）の資料については、共同事業体の構成員毎に提出するものとする。

## 5 企画提案資料の提出期限及び提出先

- (1) 企画提案資料の提出期限  
令和4年12月6日（火）正午必着（期限厳守）
- (2) 提出先  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県雇用経済部雇用対策課障がい者雇用班（三重県庁8階）
- (3) 提出方法  
持参又は郵送に限ります。（電子メール又はファクシミリでの提出は受け付けません。）  
郵送の場合は、必ず提出期限までに電話にて担当課あて受理の確認をしてください。

## 6 企画提案コンペの実施方法

本参加仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「ステップアップカフェ運営事業に係る業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という）において審査を行い、総合的に評価した上で最優秀提案を確定します。

なお、最優秀提案は条件を付与した上で選定する場合があります。また、県が求める基準に達する提案がない場合は最優秀提案を選定しないことがあります。

## 7 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

なお、プレゼンテーションの詳細は、事前に提案者に対して、企画提案資料記載の連絡先へファクシミリまたは電子メールにて連絡します。

- (1) 日時 令和4年12月23日（金）9時30分から11時50分
- (2) 場所 三重県庁8階 雇用経済部会議室（旧・創造の森）
- (3) その他 説明20分、質疑20分

## 8 最優秀提案の評価・選定方法

別に設置する選定委員会が、次に示す選定基準に基づき審査し最優秀提案を選定します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

- (1) 合目的性  
運営ビジョンや各基本コンセプトを実現する提案となっているか。
- (2) 企画性  
障がい者が就労に向けた準備を行う場として、また県民や企業がカフェで働く障がい者の姿から障がい者雇用に対する理解を深める取組となっているか。
- (3) 実現性  
カフェ運営のノウハウに加えて、障がい者の特性にあった業務や、県民や企業

が理解を深める具体的な取組となっているか。

(4) 実施体制

障がい者を支えるサポートや従業員への障がいに対する教育体制が整っているか。

(5) 経営安定性

運営期間の収支計画にかかる必要な経費や、収支について具体的に見積もられており、安定的に運営することが可能と認められるか。

## 9 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

## 10 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとします。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6か月前までに発行したもの)(有料、写し可)
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6か月前までに発行したもの)(無料、写し可)
- (3) 新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに(1)及び(2)の提出または提示ができない者にあつては「申立書」(第6号様式)

## 11 協定締結及び契約に関する事項

(1) 県との協定書の締結について(二者協定)

運営事業者として決定を受けた者は、県との間でカフェ事業運営にかかる令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間におけるカフェ運営事業について協定を締結するものとします。

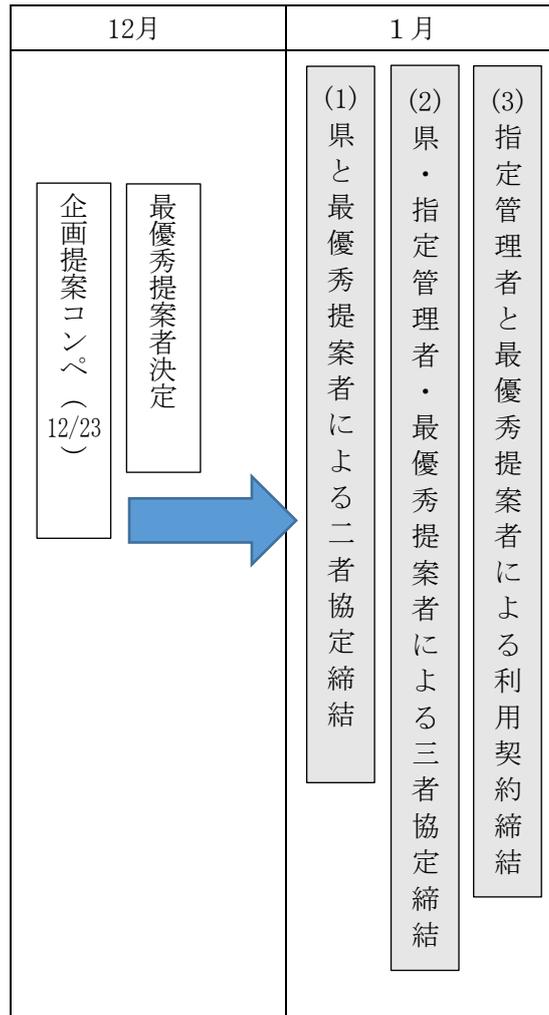
(2) 県及び指定管理者との協定書の締結について(三者協定)

運営事業者として決定を受けた者は、県及び三重県総合文化センターの指定管理者(以下「指定管理者」という。)との間で、ステップアップカフェの運営事業にかかる三者に共通する事項について協定を締結するものとします。なお、協定の有効期間は前記(1)の協定書と同じ期間とします。

(3) 指定管理者との契約について

運営事業者として決定を受けた者は、事業の実施にあたっては、前記「(2)の協定書」に基づき、指定管理者との間でステップアップカフェ運営業務に係る契約の締結を行います。

協定及び契約締結のフロー



## 12 現地説明会の開催

今回は現地説明会は開催しません。

現地を確認したい場合は、随時受け付けますので、見学したい日時の1週間前までに下記、担当まで電話にて、お申し込みください。

ただし、ステップアップカフェ「だいたい食堂」の運営に支障の少ない時間を利用して実施するため、ご希望に添えない場合があることをご了承ください。

なお、見学は1事業者あたり2名以内でお願いします。

※申し込みをせず、直接だいたい食堂を見学することはご遠慮願います。

## 13 企画提案にあたっての質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付期間

令和4年11月11日（金）正午まで

### (2) 質問の提出

質問は、第5号様式により行うものとし、20に記載する担当課あて電子メール、ファクシミリ、持参のいずれかの方法で提出してください。なお、電子メール、ファクシミリの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

### (3) 質問の内容

質問は、原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の応募者からの提案状況や採点等に関する質問は回答できません。

#### (4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を受け付けた日から原則として1週間以内に、三重県のホームページに掲載します。

### 14 監督及び検査

協定書の条項の定めるところによります。

### 15 企画提案及び協定締結の手続きにおいて使用する言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

### 16 暴力団等排除措置要綱による協定の解除

協定締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、協定を解除することができるものとします。

### 17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が運営の実施にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 運営の実施において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 協定締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

### 18 障がいを理由とする差別の解消の推進

運営事業者が、業務を実施するにあたり、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」を遵守するとともに、同法第8条（合理的配慮の提供義務）及び「障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい三重県づくり条例」第11条に準じ適切に対応するものとします。

### 19 その他

- (1) 企画提案に要する費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。
- (3) 原則として他者への業務委託は認めません。
- (4) 提出された応募書類等については、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づき

情報公開の対象となります。

(5) この参加仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定することとします。

## 20 担当部局

三重県雇用経済部雇用対策課障がい者雇用班 担当者：西、森下

〒514-8570 三重県津市広明町13

TEL：059-224-2510 FAX：059-224-2455

E-mail：koyou@pref.mie.lg.jp